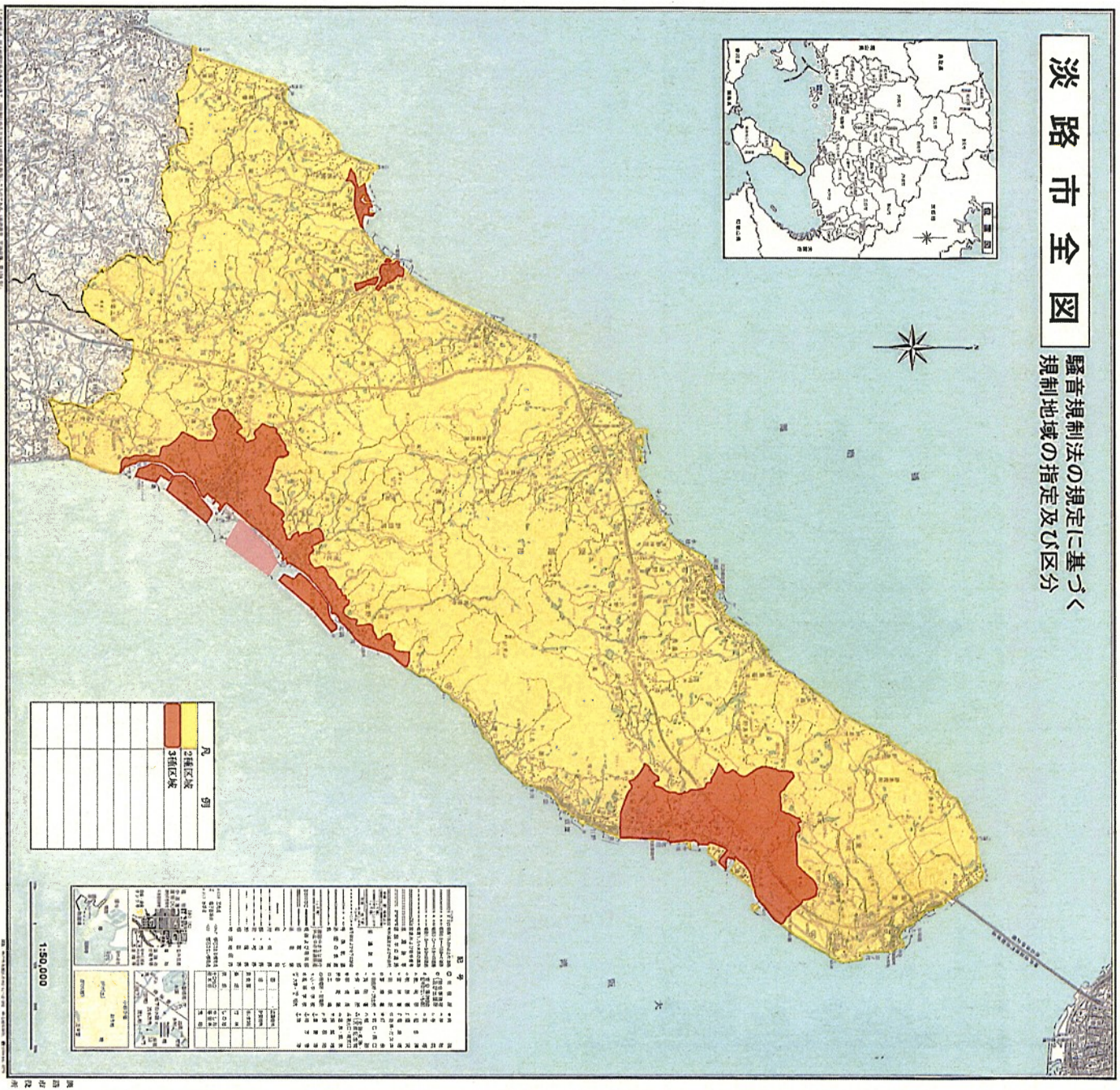


淡路市騒音規制地域及び区域の区分

淡路市全図
騒音規制法の規定に基づく
規制地域の指定及び区分



★ 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

指定地域	地域の類型	区域の区分	備 考
市の全域	B類型	第2種区域	地図に示す黄色部分 地図に示す赤色部分
	C類型	第3種区域	

★ 騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分	朝 夕	昼 間	夜 間
区域の区分	午前 6時から午前 8時まで 午後 6時から午後10時まで	午前 8時から午後 6時まで	午後10時から翌日の午前 6時まで
第2種区域	50 (dB)	60 (dB)	45 (dB)
第3種区域	60 (dB)	65 (dB)	50 (dB)

備考: 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、市長が規制基準として道標の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から5デシベルを減じた値以上とすることができる。